

熱損失防止（省エネ）改修等住宅に係る 固定資産税減額措置申請について

令和8年3月31日までに、熱損失防止(省エネ)改修等工事が行われた住宅について、翌年度の家屋の固定資産税が減額されます。（都市計画税については減額されません）減額要件は以下のとおりとなります。
申告書と添付書類を税務課資産税係まで提出してください。

（１）住宅要件

- ①平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）
- ②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
（併用住宅の場合、改修後の居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること）

（２）熱損失防止改修等工事要件

- 熱損失防止改修等工事を行っていること
 - ①窓の改修工事（二重サッシ化・複層ガラス化）※必須
 - ②天井の断熱工事 ③床の断熱工事 ④外壁の断熱工事
 - ⑤太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システム設置工事
- 熱損失防止改修等工事費用が60万円を超えていること（補助金等を除く）
（上記①から④に該当する断熱改修工事費用が60万円を超えていること、又は①から④に該当する工事費用が50万円を超えており、かつ⑤に該当する設置工事費用と合わせて60万円を超えていること）

（３）申請期間 改修後工事完了日から3か月以内

（４）減額の内容

- 改修工事対象家屋について、翌年度の固定資産税の3分の1が減額されます。
（長期優良住宅の認定を受けた改修の場合、3分の2が減額されます。）
※1戸あたり120㎡相当分までが限度になります。
※耐震改修等（バリアフリーを除く）減額処置と同時に適用できません。

（５）添付書類

- ①納税義務者の住民票の写し（※市内居住者は不要）
- ②補助金等を受けている場合、その給付が確認できる書類
- ③工事費用の領収書
- ④増改築等工事証明書
- ⑤長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類（該当する場合のみ）

（６）その他

- ・必要に応じて、職員が現地確認を行うことがあります。
- ・個人番号等の届出について、詳しくは別紙「個人番号・法人番号の取扱いについて」を参照してください。

問い合わせ先
渋川市役所 税務課 資産税係
住所：〒377-8501 渋川市石原80番地
電話：0279-22-2189（直通）